

いて同じ。)の数の平均値を一・七で除して得た数以上であること

ホ・二 (略)

ホ 介護給付費等単位数表第6の7の2の重度障害者支援加算の注1の加算を算定すべき指定生活介護事業所等(障害者支援施設等(法第三十四条第一項に規定する障害者支援施設等)をいう。以下同じ。)を除く。以下このホ及びへにおいて同じ。)の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定生活介護事業所等であること。

(1) 介護給付費等単位数表第8の1の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者が一人以上利用していること。

(2) 指定生活介護事業所等の従業者のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)(指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号。以下「居宅介護従業者基準」という。))別表第八に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シート等を作成すること。
介護給付費等単位数表第6の7の2の重度障害者支援加算の注2の加算を算定すべき指定生活介護事業所等の施設基準

指定障害福祉サービス基準第七十八条第一項、第九十三条の二第一号、第九十三条の三第二号、第九十三条の四第四号又は指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号に規定する人員配置(介護給付費等単位数表第6の2の人員配置体制加算を算定している場合にあつては当該加算の要件となる人員配置を含む。)に加え、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)(居宅介護従業者基準別表第五に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置していること。

ホ・二 (略)
(新設)

(新設)